

気づいて 学んで つながろう

# 消費者ネットワークわかやま



## 四季だより 第14号

2015年9月発行  
HP: cnw.wakayama.jp

### 第1回 公開学習会を開催致しました

日時：7月27日（月）9時30分～11時頃  
会場：わかやま市民生協 本部組合員ホール  
テーマ：「スマホ、ゲーム機、他ネット、SNSに潜む罠」  
講師：篠原 嘉一 氏  
（NIT 情報技術推進ネットワーク）

わかやま市民生協本部組合員ホールにて、「スマホ、ゲーム機、他ネット、SNSに潜む罠」についてNIT 情報技術推進ネットワークの篠原嘉一氏に講演して頂きました。

学習会では、今私たちの知らない場所で増え続けるトラブルや、利用が増えるスマホに潜む危険性を、教えて頂きました。

最近ではメールで連絡をするよりも、LINE アプリを使用して連絡を取られる方が多く、アプリの正しい設定を行わないと、電話帳の情報が抜き取られてしまいます。学習会では、LINE アプリの正しい設定を参加者と一緒に確認し、理解を深めました。



NIT 情報技術推進ネットワーク  
篠原 嘉一 氏

### 参加された方の感想

- スマホに変えて1年以上たち、まだまだ使いこなせていないけどそれなりに使えて便利だなあと最近思ってきたところなのに、怖いことがたくさんあることを知り、また知らないうちにというのが、よけいに怖く思いました。正しい使い方をみんなが知って自分又、子どもを守れるようにしたいと思います。
- 仕組みを理解できないままスマホを使っている。
- 今まさに子どもがスマホを持つのかという状況なので非常に勉強になりました。

## 消費者啓発講座のお知らせ

日時	開催会場	時間	講師
11月 4日(水)	県立橋本体育館	10時~12時	消費者サポートネット和歌山 西川 恵子 さん
11月10日(火)	海南市民交流センター		消費者サポートネット和歌山 田村 瞬志 さん
12月 2日(水)	有田市文化福祉センター		県のお話し講座 根岸 裕子 さん
12月 9日(水)	御坊市立財部会館		県のお話し講座 岩橋 範子 さん

### テーマ：高齢者向けネット被害について

「健康食品の送り付け被害」や「振り込め詐欺」をはじめ、インターネットや携帯（スマートフォン）による「サクラサイト」や「ネット詐欺」など、悪質業者の手口は年々、巧妙化しており私達をとりまく環境は依然として危険にさらされています。悪質商法の被害にあわないための最大の武器は「知ること」です。最近の悪質商法の手口を一緒に学び、悪質業者にだまされない「賢い消費者」になりましょう！！

※地域ごとに開催致します。お近くの講演会場へお越し下さい。

### 和歌山県消費生活センターの消費者相談から

消費生活センター長  
福田 光芳 様より

平成27年4月から6月の3か月間に和歌山県消費生活センターには昨年同期とほぼ同数の1,667件の相談が寄せられました。

相談内容別では、悪質サイトから不当請求やワンクリック詐欺など「ウェブサイト関連」が最も多く、次いで、プロバイダの勧誘・契約時のトラブルなどの「固定通信回線」が最も多く、次いで、賃貸住宅の退去時のトラブルなどの「不動産賃貸」の相談が上位を占めています。

最も多い「ウェブサイト関連」の相談では、スマートフォンでアダルトサイトを閲覧し、年齢認証のボタンをクリックしたら、高額の料金請求の画面が表示されたという内容が依然として多いのですが、最近では、その時に「カシャ」というシャッター音をさせて、実際には顔写真が取られていないにもかかわらず、あたかも取られたかのような心理的な効果で不安感を煽り、その後、業者に連絡をとらせて個人情報を探し出し、支払い強要する手口も出てきています。

「固定通信回線」の相談では、電話で大手通信会社を名乗り、光回線の卸売の説明をせず、プロバイダを変えれば料金が安くなる旨等の勧誘をして新たに契約をさせ、契約後に料金が安くないため消費者が解約しようとする場合、解約料が必要であったり、電話番号の変更等を余儀なくされるという相談が増えてきました。これは、プロバイダの変更ではなく、光回線の卸売によりサービス事業者が大手通信事業者から卸売の提供を受けた事業者に変更したために生じることです。内容を十分理解せずに契約を結ぶことは本当に注意しなければなりません。

消費者を取り巻く状況は、日々変化し続けています。被害を未然に防止するために、消費生活センターについてより一層の周知をしなければならないと考えています。

# ☆☆☆ KC'sの差止活動報告 ☆☆☆

適格消費者団体 非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、主に関西エリアで活動する適格消費者団体(不当な勧誘や契約条項などに対して被害の拡大を防止するため消費者に代わって、事業者に対して改善をもとめ、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる団体。全国で12団体が活動しています。)

## ◎貸衣装会社(株)Veau、富久屋マネージメント(株)の2社に対して、貸衣装解約条項の一部使用停止を求めて、差止請求訴訟を大阪地方裁判所に9月2日提起しました。

2社の貸衣装契約の解約日が、挙式1年以上前でも、請求されるキャンセル料がレンタル料の30%と高額となっています。これは不当に高額な違約金を消費者に負担させるものであり消費者契約法に違反するとして、解約金条項の使用差止等を求めて消費者団体訴訟を2015年9月2日大阪地方裁判所に提訴しました。



## ◎健康食品販売会社(株)えがおのテレビコマercial、新聞折り込みチラシ、ホームページで法的に問題のある表記を改善しました。



<(株)えがおの主な改善点>

- 1.ホームページ上の素材の配合の表記に関し、「抜群の配合バランス」との表現を削除しました。
- 2.ホームページ上の「～ができる」という言い切りの表現を削除しました。
- 3.新聞の折り込み広告等の体験談から、行き過ぎた表現の削除を約束しました。

## ◎プロバイダサービス「iSmart接続-Fひかり」を運営する(株)フォーバルテレコムに対して、初期解除ルールを認める等の要請を行っていましたが、改善するとの回答がありました。

【要請と回答の趣旨】

- ①消費者とのプロバイダサービス契約について、8日以内の初期解除ルールを認めるよう求めます。
- ②初期解除ルールができる期間(8日間)は、消費者に対し、初期解除ルールについて適切な方法で記載した書面により告知した日から起算するよう求めます。  
⇒①②について「2015年8月3日より重要事項説明書到着日から初日不算入で8日間以内を初期契約解除期間と定めたものに改訂した。」
- ②ホームページ上において、オプションの一覧表のページを作成し、web上のオプションのアイコンにリンクを張るよう求めます。  
⇒2015年10月中旬に実施予定。



KC'sの訴訟・申入れ等について詳しくは、HP(<http://www.kc-s.or.jp/>)にてご覧ください

## 第2回公開学習会のお知らせ

### 講演：貧困ビジネス化とした「奨学金」と苦悩する若者たち

今や大学生の2人に一人が「奨学金」を利用し、多額の「借金」を抱えて社会に出ていきます。高騰する学費、減少する家計収入、卒業後の家計収入、卒業後の不安定雇用・低収入「借りざるを得ない」「返したくても返せない」構造を生んでいます。雇用劣化と奨学金返済の重荷で結婚、出産等にも影響が及び始め、社会の持続性も問われかねません。「奨学金」に関する現状を知り、参加者とともに社会は何をすべきかを考えます。

日 時：2016年1月23日（土）  
時 間：14時30分～（受付開始時間 14時から）  
会 場：プラザホープ4階大ホール  
講 師：大内 裕和 氏（中京大学国際教養学部教授）  
主 催：公益社団法人 和歌山県労働者福祉協議会  
共 催：消費者ネットワークわかやま

### 「2015年度 消費者ネットワークわかやま会員 新規加入のお願い」

私ども消費者ネットワークわかやまは、県内の弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費者団体などが参加し、消費者被害のない誰もが安心してくらすことができる和歌山県の地域社会づくりに向けて活動してきました。具体的には、消費者問題学習会の開催、県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査などの活動を積極的に取り組んできました。又会員にご加入頂いた方には、消費者ネットワークわかやま会報（四季だより）、消費者ニュース（消費者被害にあわないための啓発チラシ）をお届けさせていただいています。私どもの活動は、会員登録頂いた皆様の年会費で運営しています。消費者ネットワークわかやまの趣旨に御賛同いただき、2015年度新規会員の手続きをぜひ宜しくお願い致します。

きりとり線

#### 消費者ネットワークわかやま加入申込書

団体名または個人名 \_\_\_\_\_  
ご担当者名様（団体の場合ご記入下さい） \_\_\_\_\_  
ご住所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_   
TEL: \_\_\_\_\_ メール \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_   
年会費 口 円

※（個人1口500円・団体1口1000円、1口以上でお願いします。）

申込日 201 年 月 日

（お振り込みの場合は下記まで）  
金融機関・支店名 ゆうちょ銀行 太田郵便局  
口座内容 振替口座  
口座番号 00960-9-195026  
口座名義人 消費者ネットワークわかやま  
代表世話人 由良 登信  
※ 銀行から上記の口座に振込みする際は  
下記となります。  
支店番 0九九店（099）  
預金種別 当座 口座番号 0195026

消費者ネットワークわかやま 事務局  
和歌山市太田3丁目10番-10号わかやま市民生協気付  
TEL073-474-1124 FAX 073-474-8649HP:cnw.wakayama.jp